

# 新潟市内で建築・土木工事を 計画されている方へ

計画地に遺跡が埋蔵されているかもしれません！早めの照会・協議を！

## ■新潟市内で建築・土木工事を計画されている場合

新潟市内で建築・土木工事を計画されている場合は、その計画地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうか、事前に確認する必要があります。

新潟市では、各種建築・土木工事を伴う開発事業の実施に先立ち、埋蔵文化財の有無や取扱いに関する照会をお願いしております。ご照会いただいた結果、特に次のような場合は早急に当課とご協議をお願いします。

①周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当している場合

②周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に近接している場合

③周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）はないが、遺跡の存在が予想される場合

※埋蔵文化財に対する取扱いの要否は歴史文化課で判断しますので、お手数ですが必ず事前協議をお願いします。

試掘確認調査を実施せずに工事に着手し、施工中に遺跡が発見されてしまった場合、事業がいったん停止し、大幅に遅延します。こうした事態を避け、開発計画の円滑な遂行と埋蔵文化財の保護を図るためには、埋蔵文化財の有無を事前に確認し、その取扱いについてできるだけ早く協議する大切です。

## ■試掘確認調査の実施

事業予定地内に埋蔵文化財が包蔵されている可能性が高いと判断される場合には、試掘確認調査（いわゆる「試し掘り」）を行います。

この調査は、調査地における埋蔵文化財の有無やその埋蔵状態を把握するためのもので、試掘坑（大きさは3.0m四方程度）の総面積が事業対象面積の約5～15%となるよう設定します。

なお、試掘確認調査の費用は原則として市が負担します。

■埋蔵文化財に関するご質問・ご相談先■

新潟市役所 文化スポーツ部 歴史文化課（埋蔵文化財担当）

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地  
古町ルフル5階

電話：025（226）2580（直通） FAX：025（226）0013

電子メール：rekishi@city.niigata.lg.jp